



トピックス

- I. フィリピン会社法改正案
- II. インド競争法の『調査』手続について

2016年
10月号

I. フィリピン会社法改正案

執筆者: 佐藤 正孝、Maria Glenda Ramirez

フィリピンの会社法は、1980年に行われた改正以降、改正が全く行われておらず、アジアの他の国と比較しても、内容が古く勝手の悪いものとなっていると言われていました。そのため、フィリピンにおいても、会社法の近代化を図るべく、現在改正案が審議されています。現時点では、4つの会社法改正案が議会に提出されており、今後も審議が継続されることが予定されています。改正案が決議される時期等の詳細は明らかではありませんが、2016年8月9日付けで提出された最新の会社法改正案の主要な点について紹介します。

項目	現行会社法	改正案
発起人の人数及び資格	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5名以上15名以下 ➢ 自然人でなければならない ➢ 過半数がフィリピンの居住者でなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発起人の人数に係る要件を撤廃し、1名の発起人による設立が可能 ➢ 法人が発立者になることを認める ➢ 居住者要件の撤廃
会社の存続期間	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 最長50年 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社の存続期間は、無期限又は定款で定める期間とする
最低資本金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の法令に別段の定めがある場合を除き、最低資本金に関する規制は設けられていない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の法令に別段の定めがある場合を除き、100万ペソを最低資本金とする
設立時の最低払込金	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5,000ペソ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 62,500ペソ ➢ 一人会社¹は、100万ペソ
取締役の人数	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5名以上15名以下 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一人会社の場合には、取締役1名 ➢ 小会社²の場合には、取締役の上限3名 ➢ その他の会社の場合には、原則として、取締役の人数に関する規制はない
会社の役員	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社長(取締役の中から選任) ➢ 財務役(取締役である必要はない) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社長又はCEO(取締役の中から選任) ➢ 財務役又はCFO(取締役の中から選任)

¹ 株主が1人の会社をいいます。

² 株主が2名又は3名で、会社の総資産が500万ペソ未満の会社をいいます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 秘書役(取締役である必要はないが、フィリピン国籍を有し、かつフィリピン居住者でなければならない) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 秘書役(取締役である必要はないが、フィリピン国籍を有し、かつフィリピン居住者でなければならない) ➢ 公共の利益に関わる会社の場合、コンプライアンス・オフィサー1名及び最低3名の取締役で構成されるコンプライアンス・コミッティーを設置
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 10名以上の株主、かつ、1億ペソ以上の総資産を有する会社は、1名の社外取締役(又は健全な企業統治のために必要に応じてSECが決定する人数)を置かなければならない
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会の招集通知は、開催日の1日前までに送付 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会の招集通知は、開催日の5日前までに送付 ➢ 定款に定めることにより、TV/電話会議等の方法による取締役会の開催を認める規定の新設
委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定款に定めることにより、経営委員会(executive committee)を設置することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定款に定めることにより、経営委員会に加え、健全なコーポレートガバナンスの実現、汚職の撲滅等のために、他の委員会を設置することもできる
配当の決定に係る権限	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 配当は、利益剰余金(unrestricted retained earnings)の範囲内で実施することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 配当は、別途定められるガイドライン³に基づき決定される利益剰余金の範囲内で実施することができる
付属定款(By-Laws)の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行会社法第47条記載の事項 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現行会社法第47条記載の事項に加え、主に以下の項目を付属定款に記載する必要がある <ul style="list-style-type: none"> ✓ 株主に対する情報開示の方法等 ✓ 政府との取引を含む、会社の事業の遂行に関する倫理規定又は行動規範 ✓ コンプライアンス・オフィサーの任命を含む、健全な企業統治の実現のための規則の遵守を監視するための制度
付属定款の変更	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 株主総会の普通決議 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 株主総会の特別決議(2/3)
株主総会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定時株主総会の招集通知は、総会の2週間前までに送付 ➢ 臨時株主総会の招集通知は、総会の1週間前までに送付 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 定時株主総会の招集通知は、総会の3週間前までに送付 ➢ 臨時株主総会の招集通知は、総会の30日前までに送付 ➢ 定時株主総会において、株主に交付すべき情報・書類に関する規定の新設 ➢ TV/電話会議等の方法による株主総会の開催を認める規定の新設
実質的な合併(De Facto Merger)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 以下の取引を行う場合、合併に関する規定が適用される <ul style="list-style-type: none"> ✓ 売主の資産の全部又は実質的に全部(80%以上の資産)を譲渡する取引 ✓ 資産譲渡の結果、売主が従前に行っていた通常の事業を行わなくなる取引 ✓ 売主の事業関連資産と事業運営を買主と統合する取引 ✓ 売主の通常の事業運営のために必要な債務を承継する取引 ✓ 買主の株式を対価とする資産譲渡取引 ✓ 売主が譲渡する事業又はこれに類似する事業について競業禁止義務を負う取引
処罰対象となる違反行為の拡大		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 以下の行為を罰する規定を新設 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役による資格喪失の隠匿 ✓ 詐欺行為によって会社組織を獲得すること ✓ 事業における詐欺行為又は不法行為 ✓ 汚職及び買収行為に関して仲介人として行動する(又は仲介人を手配すること) ✓ 汚職及び買収行為の容認 ✓ 内部告発者に対する報復
紛争解決手段	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内非上場会社の会社定款又は付属定款において定めがある場合、当該会社並びにその株主及び取締役との間のあらゆる紛争は、仲裁手続きによって解決される

³ ガイドラインの内容は、まだ公表されておりません。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 弁護士 シンガポール事務所

m_sato@jurists.co.jp

2011年9月から2013年4月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A及びコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。2014年にフィリピンの大手事務所に出向し、現在は、シンガポールにおいて、主にアジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。



マリア グレンダ ラミレス
Maria Glenda Ramirez

西村あさひ法律事務所 フォーリンアトニー ホーチミン事務所

maria.glenda.ramirez@jurists.jp

1996年フィリピン国弁護士登録。2008年ベトナム外国弁護士登録。2015年7月から西村あさひ法律事務所ホーチミン事務所にて勤務。

Ⅱ. インド競争法の『調査』手続について

執筆者:久保 光太郎、東 貴裕

インドにおいては、2002年競争法(Competition Act, 2002。以下、「競争法」といいます)が制定され、同法の執行を担う政府機関としてインド競争委員会(Competition Commission of India。以下、「CCI」といいます)が設置されています。近時、CCIはインド国内外のカルテル違反の摘発に注力しており、日系企業に対してもその調査が及びつつあります。本稿では、カルテル違反等の事例を念頭において、当局による調査手続、リニエンシーの制度、調査終了後の手続及び処分について解説します。

1. 当局による調査について

CCIは、カルテル等の競争法の違反行為の疑いがあると認める場合、通常、CCIによる調査を補佐するために選任される事務局長(Director General。以下、「DG」といいます)に対して調査を委託します。CCIは、60日を超えない範囲で特定の期間を定め、DGに対して当該期間内に調査を完了して調査報告書(investigation report)を提出するよう命じることとされています。もっとも、調査期間を延長することは可能であり、実務上は複数回調査期間が延長された結果、調査完了まで1~2年程度かかることも珍しくありません。

競争法違反の調査を担当するDGは裁判所による令状なしに、各種の文書の提出や関係者の取調べを求めることができる他、裁判所による令状を得た上で、搜索差押等の強制捜査を行うこともできるとされています。また、カルテルに関する合意がインド国外で行われた場合や、当事者が国外に所在する場合においても、CCI及びDGは、インド国内市場に悪影響があると認める限り、競争法を適用することができるかとされています。したがって、調査の対象は日系企業のインド現法のみならず日本企業本社にも及ぶことがあります。

実務的には、CCIの委託を受けたDG名義で情報及び書類の提出を要請する通知を受領することで、CCI及びDGが自社に対して競争法違反の調査を開始したことを知ることが多くあります。かかる場合、15日ないし3週間等の短期間での対応が求められるのが通例であるため、迅速に社内調査を実施し、回答書を作成することが必要になります(もっとも、実務的には数週間程度であれば回答期限の延長を求めることも可能です)。なお、CCI及びDGによる調査に対して不実の報告をした場合や、重要な事実を隠蔽した場合には刑事罰の対象になりえます。

2. リニエンシーについて

CCIは、カルテルに参加した事業者が完全、真実かつ重大な開示(full, true and vital disclosure)をしたと認めた場合、裁量により、最初の申請者については課徴金の全額まで、第2申請者については50%まで、第3申請者については上限30%まで、それぞれ課徴金を減額することが可能とされています(いわゆるリニエンシー制度)。リニエンシー制度は2009年に導入されましたが、それ以降、相当数のリニエンシーの申立てがなされたといわれています。ところが、リニエンシー制度に基づき実際に課徴金を減免された事例はこれまで公表されておりません。その結果、CCIに対していかなる程度の協力をすれば完全、真実かつ重大

な開示がなされたとして課徴金の減免が認められるのか、どの程度の協力に対してどの程度の課徴金の減免が認められるのか等、前例が積み上がっておらず、いまだ制度の不透明性が残っております。

リニエンシーの申請は、DG から CCI に対する調査報告書の提出前に行われなければならないとされ、また、誠実かつ完全な協力を継続して迅速に提供し続けることが義務づけられるなど、一定の条件が定められています。特に、特定の事業者によるリニエンシーの申立てを契機に CCI 及び DG の調査が開始された場合において、第 2 位又は第 3 位の枠を狙ってリニエンシー申請する場合、DG が CCI に対して調査報告書を提出するまでの間に申請する必要があるのみならず、第 1 位の申請者が開示しておらず、CCI が独自の調査によっても認識していない価値ある情報提供をしない限り申請の要件を満たさないとされていることに留意する必要があります。

リニエンシーの申請手続きについては、いわゆるマーカ制度が採用されています。すなわち、申請者は、初めに口頭、電子メール又はファックスで一次的な申請を行い、その後、(CCI が延期を認める場合を除き)15 日を超えない一定期間内にカルテル行為の詳細等を記載した申請書を CCI に提出することにより、リニエンシーを申請することができます。この場合、当初の申請の順番によってリニエンシーの順位が決まることとなりますが、先順位の申請が何らかの条件を満たさないと拒絶された場合には、後順位者の順位が繰り上がるとされています。

3. DG による調査終了後の手続について

CCI は競争法違反の嫌疑を認める調査結果を DG から受領した場合、適正手続の一環として、対象事業者に対して弁明の機会を与えます。かかる手続の結果、DG による調査報告書の提出後 CCI が最終判断に至るまでは、通常、6～12 か月を要します。

CCI は、競争法違反を認定した場合、排除措置命令(“Cease and desist” order)に加えて、民事上の制裁としての課徴金を課すことが可能であり、実際にも多くの案件で多額の課徴金の納付が命じられています。他方、かかる命令の対象となった事業者は、特別裁判所である Competition Appellate Tribunal(通称 COMPAT)に対して原則として 60 日以内に不服申立てを行うことができるかとされています。

カルテルの場合の課徴金については、カルテルが行われていた期間の売上高の 10%、又は、当該期間の利益の 3 倍のいずれか高い方を上限として課されることになっております。この点、課徴金の算定方式が細かく定められている日本の独占禁止法の場合と異なり、CCI による課徴金額の決定に当たっては、具体的な算定方式は法令等によって定められておらず、当局の裁量が非常に大きいため、当局対応をより慎重に進めることが重要になります。

なお、課徴金算定の基礎となる売上げの意味も法律上明確でなく、現状、CCI は調査対象となった企業の全売上を基礎として課徴金を算定していますが、かかる CCI の運用に対しては不服申立てがなされており、COMPAT は、調査対象となった製品の売上げに限定されるとの判断を示しています。当該判断については、現在、最高裁に上告中であり、その確定が待たれています。

以上



くぼ こうたろう
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

k.kubo@jurists.co.jp

2009 年～10 年、アマールチャンド・マンガルダス法律事務所デリー・オフィス(現 Shardul Amarchand Mangaldas & Co)に出向。それ以来、インドにおける M&A、JV から紛争、危機管理、競争法案件まで、日系企業のインド・ビジネスに関し幅広い助言実績を有す。2016 年 4 月、シンガポール事務所から東京事務所に帰任。



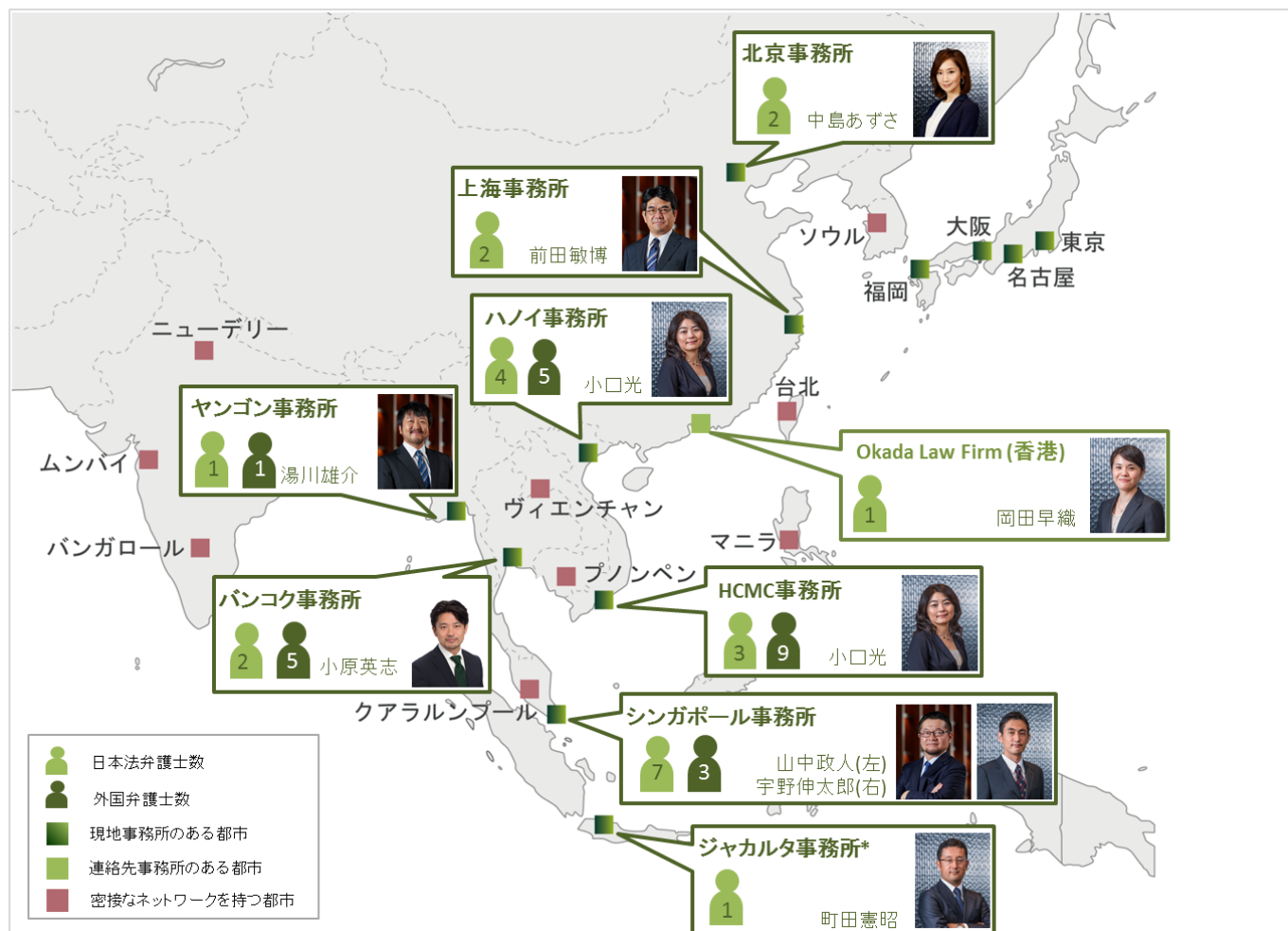
あずま たかひろ
東 貴裕

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

t.azuma@jurists.co.jp

独占禁止法・競争法を専門とし、(アジアを含む)国内外におけるカルテル・入札談合、企業結合審査、私的独占等への対応およびコンプライアンスに関するアドバイスをを行う。また、アジアにおける M&A 案件、JV、危機管理等についても幅広い助言実績を有する。

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所
Tel: +66-2-168-8228
E-mail: info_bangkok@jurists.jp
小原英志(代表)、下向智子、ジラポン・スリワット、アティターンポー・ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム、アピンヤー・サーンティカセーム、カーンター・ティップターン

北京事務所
Tel: +86-10-8588-8600
E-mail: info_beijing@jurists.jp
中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所
Tel: +86-21-6171-3748
E-mail: info_shanghai@jurists.jp
前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所
Tel: +84-4-3946-0870
E-mail: info_hanoi@jurists.jp
小口光、武藤司郎、廣澤太郎、柳瀬ともこ、村田智美、グエン・ティ・タン・フォン、グエン・トゥアン・アン、グエン・ホアン・トゥアン、グエン・マン・クオン、グエン・ホアン・リー

ホーチミン事務所
Tel: +84-8-3821-4432
E-mail: info_hcmc@jurists.jp
小口光、ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック、大矢和秀、平松哲、今泉勇、チョン・フウ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン、カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン、マリア・グレンダ・ラミス、チャン・コック・ダット、グエン・ダン・ミン

ジャカルタ事務所* *提携事務所
Tel: +62-21-2933-3617
E-mail: info_jakarta@jurists.jp
町田憲昭

シンガポール事務所
Tel: +65-6922-7670
E-mail: info_singapore@jurists.jp
山中政人(共同代表)、宇野伸太郎(共同代表)、佐藤正孝、煎田勇二、桜田雄紀、眞榮城大介、吉本智郎、イカング・ダーヤント、シャロン・リム、メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所
Tel: +95-1-382632
E-mail: info_yangon@jurists.jp
湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

Okada Law Firm (香港) *関連事務所
Tel: +852-2336-8586
E-mail: s_okada@jurists.co.jp
岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。